

令和5年1月6日

那覇市議会議長

久高 友弘 様

厚生経済常任委員会

委員長 中 村 圭 介

委員会視察報告書について

厚生経済常任委員会において、令和4年10月30日(日)から11月2日(水)までの日程で先進都市等の委員会視察を行ったので、その視察調査結果について下記のとおり報告する。

記

1. 視察期間 令和4年10月30日(日)～11月2日(水)

2. 視察先(都市)及び調査事項

(1) 川越市(埼玉県)

◆中心市街地活性化基本計画について

(2) 株式会社iCARE(企業)

◆健康管理システム「Carely」について

(3) 武蔵野市(東京都)

◆武蔵野プレイスについて

(4) 鎌倉市(神奈川県)

◆「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」について

3. 視察参加者 委員長 中 村 圭 介

委 員 吉嶺 努、翁長 俊英、糸数 貴子、平良 識子、

金城 直子、金城 亮太、前田 千尋

随行職員 宮城 理、国頭 洋介

※奥間綾乃副委員長、外間有里委員については、体調不良のため、視察参加を取りやめた。

4. 視察調査結果 別紙① 厚生経済常任委員会視察報告書のとおり

5. 視 察 写 真 別紙②のとおり

令和4年度

厚生経済常任委員会視察報告書

埼玉県 川越市

令和4年10月31日（月）10時00分～12時00分

○ 川越市中心市街地活性化基本計画について

1 視察内容（事業概要、背景、課題等）

- 平成10年、国が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律を制定。
- 平成11年から計画期間の定めのない中心市街地活性化基本計画を定めたが、平成18年の法律改正を機に、新たな計画を策定した。
- 平成26年の法改正を受け、計画の効果があつた部分は継承しながら課題克服に取り組むべく、平成27年に国の認定を受け「川越らしさを活かした交流とにぎわいのあるまち」をコンセプトとして、「中心市街地活性化基本計画」を策定し、各種事業を実施してきた。
- 中心市街地の課題として、伝統的な情緒を残しつつ、広域的な商業核として発展してきた都市であり、中心市街地はにぎわいをみせてきた一方、一部地域では取組の効果が発揮されておらず空洞化が進行していた。これにより中心市街地全体の活性化に支障が生じていた。
- そこで、既存ストックを最大限活用し「歴史・文化的地域」「商業・業務集積地域」とその間をつなぐ「結節地域」を設定し、資源の見直し、回遊性の向上、北部と南部の連続性を高め、中心市街地全体の活性化を目指した。
- 計画については、市がつくる「中心市街地活性化委員会」と街づくり会社や商工会議所などで構成する「川越市中心市街地活性化協議会」が事業を進め、意見交換を重ねながら計画を進めていった。
- 令和2年度をもって計画期間の満了を迎え、概ね成果を上げられたことから計画を終了している。

2 質疑応答、意見・考察

【質疑応答】

Q. 未活用の歴史的、文化的遺産の活用はどのようなものか。

A. 旧山崎家別邸など、建物自体はもともとあるが、一般に公開していなかったところを市で整備し、いろんな方に見ていただける施設に整備した。小江戸蔵里は酒蔵の廃業後、市が買い取り商業施設として改修した。保存できるものは保存しつつ、生かした形で活用している。

Q. 駅の西口開設について、鉄道会社や周辺理解、地域住民の理解は。

A. 鉄道会社は、もともと出口がなかったところに口を開けていただいたところが大きい。人の流れが変わるので、どちらかというと地域の理解をえるために時間がかかった。

Q. まちづくり川越について、商工会議所の参加は大きいと思う。職員と一緒に事業をするのか。

A. 商工会議所や中心市街地活性化協議会に関係なく、産業振興課はさまざまな形で補助金を出すなど、事業に協力している。定期的に意見交換を行いながら、市が行うもの、商工会が行うもの、協働でやるものという形で、いろんな事業を行っている。その他、中小企業の支援も協力しながら行っている。

Q. 住民意見の反映はどのようにしたか。

A. もともと「まちなみ委員会」という住民がつくる組織があり、そこでまちなみ規範が作られ市は意見を聞きながらまちづくりを進めてきた。川越市中心市街地活性化協議会には、事業者を中心とした市民が多数おり、計画の推進にあたっては、そこを通じて意見集約がなされた。

Q. 担当課の職員数は何人か。

A. 産業振興課は現在14名。

Q. 産業振興課でまちづくりのすべての産業関連をおこなっているのか。

A. 産業振興課のほか、観光課は観光行政、雇用支援課では雇用や労働の関係、農政課は農業振興を行っている。まちづくりは都市計画部が行っている。全部を我々がやっているというわけではない。

Q. 小江戸蔵里による指定管理の運用は、指定管理の技量が問われると思う。これまでどのようなことをしていた団体なのか。指定管理の期間についてはどうやっているのか。

A. 運営しているまちづくり川越は、もともとまちづくり会社として中心市街地活性化基本計画などを中心としたまちづくりのことを考えるために立ち上げた会社。

これまでに、商業施設の経営を行った経験はない。指定管理の期間は平成22年にオープンして、当初10年間の指定管理期間で実施している。その後、1年間だけオリンピックの開催にあわせて、指定管理者にそのタイミングで入れ替わってしまうと困るので、1年間だけ随意契約で延ばした。

Q. 全計画の計画期間を定めなかったことによる弊害が散見されたとはどういうことか。

A. ある程度の計画期間を定めて、ここまでにやろうとしたが、計画をつくったはいいが、何をやるのかというところが明確になっていなかったことが一番大きい。きちんと計画期間を設けて、そこまでに至るまでに目標を定めて見直しを行った。

Q. 最初の基本計画が立ち上がったときに、空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るといっているが、そもそも空洞化が最初に進んだ原因は。

A. 観光エリアはある程度、観光客がきていたエリア。商業エリアは多くの方がきていたがここは市民が主だった。観光客はそのままバスで観光エリアに行ってしまった。市としても問題として認識しており、解決するために、結節地域として小江戸蔵里を整備した。効果として、歩いてくる観光客が多くなった。

Q. 北部地域での歴史・文化の機能を高めた魅力ある都市空間の創造を図るところと、南部地域のサービス業等の機能の充実を図るとあるが、具体的なところを教えてほしい。

A. 北部地域は、もともと歴史的要素が高いエリアであり、寺院を含め、蔵造りの町並み一番街など、文化的なものが集まっている。南部地域は、商業地域で、新たに県との融合施設のほうを設けたウェスタ川越、東武ホテルが入っているU-PLACEという

商業施設も今つくっている。観光客も立ち寄ったり、ホテルに宿泊しているところ。

Q. 計画終了は、国費を活用できる事業がなかったということとなっているが、その後の動き、県や市の予算を活用して、そのまま継続してやっていることはあるか。

A. 計画終了後も、市の一般会計を活用して、中心市街地の活性化に係る支援事業、当初の中心市街地活性化基本計画の計画に位置付けられていた事業の一部も、現在まちづくり川越、まちづくり会社のほうで実施している。回遊性事業や、空き店舗調査も毎年実施している。

Q. 通りの路面工事など反発はなかったか。

A. 川越まつりに使われる山車が通れるように電線地中化を行ったり、特色を出すために路面の工事をしたが、地域内でのコンセンサスが取れていたので特段問題はなかった。

Q. 商業エリアのゾーニングは分かったが、業種についてもゾーニングがあるのか。この辺は飲食店だと、夜遅い営業はやめてという話などあるのか。

A. 特段ない。飲食店、物販とかで分けているところはない。結果として、例えば、菓子屋横丁などお菓子屋さんが集まっているエリアもある。飲食店についても、場所柄、夜遅い時間まで開けていても、なかなか利用される方もいないので夕方遅くとも6時くらいで閉まっている。あとはどちらかというと、駅周辺の商業集積のほうで利用が多い。

Q. 無電柱化をして歩きやすくなった。住宅街や通りなど、町並みを整備する補助があるのか。

A. かつては町並みに面しているところに対する補助的なことを実施してきた。都市計画で、一部補助金を出していた時期がある。

【意見・考察】

川越市は人口約 35 万人で、今年が市制 100 周年ということで那覇市と近い条件があると感じた一方、江戸時代から続く情緒ある街並みを大事に育ててきたという誇りが、広く市民にも根付いている点は大きく違うと感じた。

那覇市の中心市街地は戦後の急速な発展によって形成されてきた分、何を大事にし、何を変えていくのか、といった姿が広く共有されているわけではない。過ごしてきた時代によって街に求めるものが変わる中で「にぎわい」という言葉が何を指すのかを共有し、新たな事業者や住民とも方向性を確認し続けなければならないと感じた。那覇市が見直しを進める中心市街地活性化基本計画においても、行政の思いだけでなく、市民と広く深く対話を重ねて計画の進捗が納得できる「活性化」につながるようにしなければならない。

3つの地域（北部の歴史・文化的地域、結節点、南部の商業・業務集積地区）を結び、回遊性を高めたなど、那覇市でも中心市街地の回遊をどのように広げ繋げていくのかを考えるたいへん学びの多い視察だった。

もともとあった文化施設や廃業した酒蔵を補助金をいれて、人が訪れる施設にしていたことは、那覇市でもヒントになると感じた。

東京都 株式会社 i C A R E (企業)

令和4年10月31日(月)17時00分～18時00分

- 健康管理システム「C a r e l y」について(株式会社 iCARE の健康管理システムの導入事例、導入企業意見、自治体との連携等について)

1 視察内容(事業概要、背景、課題等)

- 健康経営は世界的に注目されている。
- i C A R Eの存在意義(パーパス)は、「働くひとの健康を世界中に創る」ということが我々の存在そのものとなっている。
- 健康には、様々なアプローチがある、それはなぜか。健康とは、価値観だから。健康はそもそも日常にあるもの。その日常の中で健康をどうやってつくるのか、非常に難しい問題に取り組もうとしている。



- 企業内での健康維持は本人の努力に依存した健康づくりになるが、それだけでは健康増進への反応は鈍くなる。
- 予防医療に格差が生まれているのを是正しなければならない。働く人々が無意識に健康になれるといい。
- i C A R Eの目標は、各企業が健康データを活用して「働く人・組織・社会を好循環にしていくこと」
- 健康は、その人の置かれた環境に依存する。それなら、その環境が変わることによって、仕組みが進化することによって、健康は無意識の中で作るべきという考えがある。
- Business to Business として、企業向けのクラウドサービス(健康管理システム「C a r e l y」)を提供している。
- 行政と地域経済が関わることにより、国保だけでなく、協会健保も連携し市民の健康維持、向上ができれば地域活性化に繋がると考える。

2 質疑応答、意見・考察

【質疑応答】

Q. 幾つかの企業が集積して、それをもう一つ上の段階で見ようとなった時に、各データを提供してもらえるとという契約ができていれば、1つの場所で全部を見ることも可能なのか。

A. 可能。例えば10万人ぐらいの企業になってくると、子会社もたくさんある。そうすると子会社レベルがある意味、1つの企業の単位と考えればいいので、そこまで苦労するものではなくなってくる。実際問題、子会社にも、人事の人や総務の人はいるので、そういった方々を軸として、健康づくりに対して頑張ってください。分からない場面があれば、支援していくという形をとっている。

Q. 市の企業への支援だと、健康づくりの食品を出しているところに認証店制度を付けたり、健康づくりに対する何らかの取組をやっているところを表彰したりというのはしている。例えば、こういったアプリを導入するところに補助を出しますよという話になった時に、予算感は、どのくらいのものなのか。

A. 企業の大小（規模）にもよるが、例えば従業員が1万人を超えている場合は、1 I D、200円/月、200円を切る場合も恐らくある。年間で1,000円、2,000円そんな形で、1名当たりの労働者の管理ができるっていうことになる。

Q. 沖縄では、教職員がメンタルを病んで、休んでいくという一面があるが、精神的な健康についてもこの中に含まれているのか、あわせて、何か事例などあれば教えていただきたい。

A. 例えばストレスチェックは、50名以上の企業においては必須となっていて、そのデータを分析して、分析した結果を踏まえて、担当者と調整を行っている。ここで、メンタル不調者が発生する⇒相談できる窓口を設置する、これではメンタル不調者は減らない。それはセーフティネットとしての役割だから、重症化させてはいけないという判断だから（この役割も必要）。メンタル不調者を減らしたいのであれば、業務上のストレスをどう減らすかの方が大事になってくる。

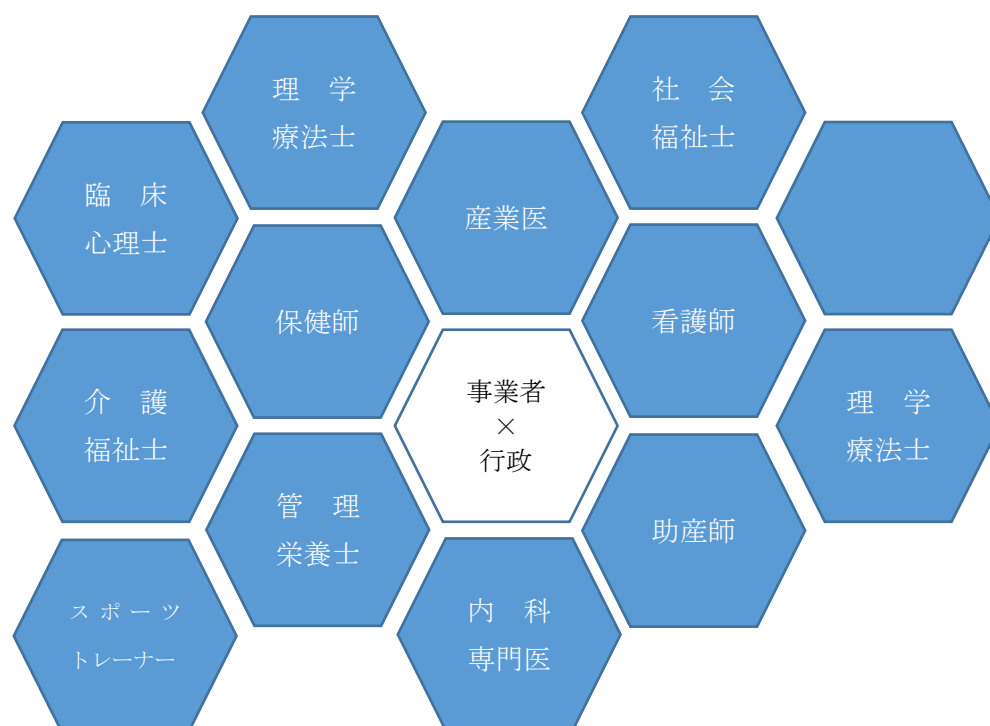
Q. 例として取り上げていた神栖市の件だが、やはり、この個人情報はどうやり取りするか、というところのルールづくりは、大変困難で、時間がかかったことだと思うが、かなりの時間と労力をかけた事例なのか。

A. 要配慮の個人情報などの、そういったデータをどう取り扱うかっていうのは非常に難しい問題だった。幾つかポイントがあって、働く人の健康は、健康データは誰のものなのかという問いかけで、一般的には自分の血液検査の結果って、それは自分のものだと思うと思うが、働いている人の健康診断の費用は、企業が支払っている。そして、法定健診のデータは、人事情報として扱っている。なぜ、人事情報として扱うのかというと、健診結果を含めて、働いていい・働いてはいけない、と言わないといけない。神栖市ではリーダーシップの強い方・団体が取り決めたしたものを、我々が提供するという流れだったので、そこまで難しくはなかった。ただ、それを他の地域で展開できるかということ、どこがかじ取り・旗振りをするのか、関係性をつくったりするのかっていうのは、結構難しいなとは思っている。

【意見・考察】

～行政と企業、働く人の関わりについて～

- 地域保険とこのシステムをマッチさせることができないかを考察。
- 例：茨城県神栖市において鹿島臨海工業地帯周辺の企業で働く人をサポートし、充実した産業保険体制を構築することにより、地域社会全体の健康増進をiCAREは目指すとしている。



- 上記のように企業と健康経営のシステム化が出来れば、那覇市民の健康向上に寄与できるが、地域（市民）との関係づくりが必要になってくる。
- 労働安全衛生法第13条第1項に定める労働者数50人を超える事業場では産業医の選任をする必要があるが、産業医を選任する基準に満たない中小零細企業が那覇市内に多く、那覇市内事業者が健康経営を進めていけない要因にもなっているのではないかと考える。
- 今後、更なる那覇市民の健康意識向上への取組みと、那覇市内事業者へ健康経営の意識啓発とそのサポートが必要ではないかと提案していきたい。

東京都 武蔵野市

令和4年11月1日（火）10時00分～12時00分

○ 武蔵野プレイスについて

1 視察内容（事業概要、背景、施設利用促進方法、コロナ禍の影響等）

- 1973年に都市開発計画のなかで、国の施設である食糧倉庫の跡地の払い下げを要望していた。武蔵境図書館と会議室、グローバルセンチュリーセンター（国際交流プラザと姉妹友好都市関連コーナー）、青少年チャレンジセンター、ふれあいセンター（NPOプラザと福祉機器コーナー）を一つの枠組みとして、跡地利用計画が作成され、これを基準に、さまざまな検討と修正を重ねて2011年に武蔵野プレイスが開館した。
- 当該施設は、ブラウジング（閲覧、見て回る）という考え方が基本にあり、動線や空間を意識し、例えばシースルーや吹き抜け、螺旋階段などを通して、館内を回遊しながらさまざまな機能に自然に触れていくという形となっている。館内は壁紙を使用しておらず、基本的に打ちっぱなしで、下から上までできる限り同じ造りでコストを抑えている。人に優しい空間づくりとのコンセプトの基、館内は角が無く、丸みを帯びた形になっている。
- 図書館、青少年活動支援、生涯学習支援、市民活動支援の4つの機能をもつコミュニティ複合施設で、地上4階、地下2階の施設は、図書館を中心としており、図書館としての機能（ジャンル）を各フロアに分散させながら、他の機能を併せていくことで来館者が自然と他の機能に触れられる施設の構成になっている。令和4年4月1日時点で76名の人員で運営を担っている。
- 地下2階の「ティーンズスタジオ」をベースに、青少年が気軽に安心して過ごすことができる居場所づくりを行っている。勉強・読書・遊びなどさまざまな過ごし方ができるフロア、中央のラウンジをはじめ、楽器演奏やダンス、料理や工作ができるスタジオ、卓球やボルダリングができるスペースのほか、さまざまな講座やイベントへの参加などから、青少年同士が関係性を構築し合い、将来的に地域社会へ積極的に参画できる力を育てていけるよう、未来を担う青少年それぞれにあった活動支援をしている。
- 市民活動に必要な環境の提供・情報の収集・広報支援・相談業務を行い、現在活動している個人や団体、またこれから活動を始めようとする人に対しての支援を行っている。登録団体は、簡単な打ち合わせや軽作業を行うワークラウンジや、印刷ができるプリント工房、またロッカーやメールボックスも利用することができる。市民活動情報コーナーでは、市民活動に役立つ書籍等の資料閲覧や団体ファイルによる団体情報発信の場になっている。登録市民活動団体は約200団体。

- 青少年にとって日常的・継続的に利用できる公共施設（居場所）は意外に少なく、特に若者の施設利用促進について、主に地下2階を青少年の居場所として展開しており、飲食自由でポットや電子レンジを設置している。加えてPCやタブレットの利用可、漫画本を置くなどしている。小学生だけの利用は午後5時までとしているが、それ以外の青少年は閉館（午後10時）まで利用可としている。
- コロナ禍においては、気密性が高く、窓がない構造により、施設の利用や施設の利用定員など、大きな影響を受けた。例えば、会議室スペースでは、利用定員を半分以下にし、諸室内での飲食禁止やドアの開放。地下2階青少年フロアでは、飲食禁止、会話制限、利用定員を1/3程度にまで一時的に絞った運用を行った。地下2階のフロアでは現時点でもまだ開放できていないスタジオがある。

2 質疑応答、意見・考察

【質疑応答】

Q. 施設をつくるときの市民意見の合意とか、要望をどのように取り入れたのか。

A. この施設をつくるにあたっての特別なものではないが、毎年、市民アンケートを行い、また長期計画を策定する前年に市民の意識調査するなかでさまざまな声があがり、それらを計画に反映してきた。

Q. 複合施設として、にぎわいや交流などの相乗効果やさまざまな利点があると思うが、反対に難しい点や課題はあるか。

A. 設立当時、4つの機能をまとめて担える管理団体がなかったが、武蔵野生涯学習振興事業団に公益法人化していただき、担っていただくことになった。しかし、複合施設に勤める図書館員の事例が少ないため、職員の戸惑いがあった。複合施設の職務を職員が知るために毎年フェスタを開催する。毎年、振り返りを行い、全職員で課題を共有し、次のフェスタに向けて準備をしている。

Q. 違法駐輪問題について、この施設ができたことによって解決できたのか。

A. 当初100台程度の収容だったが、それでは足りないということで、段階的に収容可能台数を増やし、現在145台の収容が可能となっている。放置されっぱなしといったケースもあるため、現在もこの問題は残っている。また、設立当初とは違い、子どもを乗せる電動機付き自転車があり、重くて幅もあるため立体駐車場に寄せられない。そのような課題が生じている。

Q. 災害時の防災避難施設としての機能があるか。

A. 現時点では、指定を受けていない。現在、改定作業をしており、次期改定後には、200名程度の帰宅困難者の一時避難施設として策定される見込み。

【意見・考察】

- 青少年活動支援機能を取り入れた施設運営を、図書館を備えた施設で行っていることはとても有意義であると感じた。青少年が自由に過ごせる居場所となっており、友達とおしゃべりしたり、勉強や読書、工作、音楽スタジオ、体を動かしたりなど、目的に合わせた居場所を開放している。那覇市にはすでに8つの図書館があるが、既存の施設にそのようなスペースを取り入れることが現実的ではないかと思う。
- 那覇市では、青少年の居場所として児童クラブがあるが利用者は少ない。日常、中高生らがファストフード店などで勉強している光景が見られる。さまざまな機能を備えた複合施設に青少年の居場所をつくることで、青少年活動を支援できると考える。
- 駅前の施設であり、広場公園も一体的に整備されており、憩いの場所として多くの市民でにぎわっていた。施設利用者が多いのは、施設機能に合わせて立地条件が大きく作用していると思われる。
- コロナ禍において、気密性が高く窓のない構造のため利用定員で大きく影響を受けた。今後の感染症予防対策の観点から、従来施設の改修や新たな施設をつくるときには換気を考慮した計画が必要である。
- 市民意見や要望を毎年アンケートや長期計画の前年に意識調査を行っている点は評価できる。市民ニーズを普段から把握し、施策に的確に反映するために、那覇市の SNS の活用も含めた市民の意識調査を1年単位でやることも良いのではないか。

神奈川県 鎌倉市

令和4年11月2日（水）10時00分～12時00分

○「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」について

1 視察内容（事業概要、背景、課題等）

【鎌倉観光の特徴と課題】

- 鎌倉観光のイメージは、歴史ある社寺、海水浴場をはじめとする豊かな自然、魅力ある店舗と、観光客でにぎわう街角である。

～観光の特徴は7つ～

1. 人口・市域の面積に対して多くの観光客が訪れており、混雑していること
 2. 観光客数が、季節や地域、時間的にみて偏りがある
 3. 首都圏からの日帰り観光地としての性格が強い
 4. あらゆる年代が、多様な目的をもって訪れている
 5. リピーターが多く、再来訪の意識が高い
 6. 国際的に知られる観光都市である
 7. 全国の市町村魅力度ランキングでも知名度が高く、良好なイメージを持たれている
- 課題は、日中に特定の場所だけ混雑していること。季節によっては、住民生活に弊害も生じる混雑がある。観光客のマナーの悪化で、ポイ捨てや民家に入ったりすることがある。人口減少による観光消費額の減少などがあげられる。
 - 市としては、来てくださる方の質の向上、トイレの改修整備など受け入れ環境の整備、ストレスなく観光できるハード面の整備をしている。

【「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」の制定について】

- 「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」（マナー条例）については、市民生活と観光振興の両立というところの観点から生まれた。
- きっかけは、3つあるハイキングコースでトレイルランという山道を走るスポーツが流行して、危険だからやめさせてほしいという陳情が出たこと。
最初は、トレイルランニングだけにフォーカスして条例をつくらうとしたが、ハイキングコースの管理が、市の土地、県の土地など複雑に所有者が入り組んでいること、山道に警備員を置くような規制が現実的ではないことから、方向転換をした。
- 行政が強制するのではなく、誰もがモラルをもって鎌倉観光を楽しむことが重要であるという市の考えを伝える理念条例という形で制定することになった。
- 市の観光基本計画の基本理念に「誰もが住んでよかった、訪れてよかったと思える成熟した観光都市を目指す」というところに、罰則や禁止はそぐわないというところから、理念条例という形になり、さまざまな迷惑行為を整理していった。

● メリットは、罰則といったネガティブな拘束力を強制的に行使することなく、道徳的な意識の醸成を図ることが可能。

● デメリットは、拘束力が低く、認知度の向上やルールへの遵守の促進に時間を要する。

【マナー条例の主な内容】

- 車道における危険な撮影行為を迷惑行為と定めて、やめてもらう。
- 江ノ電に接触しそうなような危険な撮影や、線路に入る行為をやめてもらう。
- 人込みでの食べ歩き行為について、混雑しているときには周囲の人に配慮をして欲しい。
- 理念条例なので「禁止」ではない。市民も観光客も周りに気づかいをして楽しく過ごしてほしいという長期的な目線での情報発信となっている。

【効果】

- 小町通りの商店会の方たちが自分たちで「マナーを守ってください」というのぼりを出してくれたり、おもてなし袋というごみの持ち帰り袋を配布したり、市民も積極的に発信してくれるようになった。
- 観光課では、ピクトグラムを作成して、パンフレットにつけたり、外国人の方でも分かるように啓発をしている。
- トレイルランの愛好家も擦れ違う時は歩いたり、ハイキングする地元の方も道を譲ったり、お互いに気持ちよく過ごせるように配慮しあうようになっている。
- 当初、条例について「食べ歩き禁止」という間違った情報が注目されて苦情や問い合わせが多く困ったが、みんなに認識してもらうという点においてはいい効果になった。

2 質疑応答、意見・考察

【質疑応答】

Q. 那覇市で困っていることのひとつに、夜の騒音、喫煙マナーなどがあり、鎌倉市においては音や臭いなどの迷惑行為について、この条例に入っているか。

A. 条例を制定する中で、他法令などで禁止、規制が入っているものについては、この条例の中ではうたっていない。例えば、臭気の問題や音の問題というのは、他の法令上に規定がある。他の法令などで規制が入らないようなものについて、例えばトレイルランで山の中でのすれ違い、山の中で走っちゃいけないのか、いいのかみたいなところの譲り合うようなところの部分について、当該条例で制定をしている。例えば、道が狭いところに駐車している駐車禁止については、道路交通法になるので、マナーの条例には入れていない。この例のように、国の法律であったり、県の条例であったり、市の中でも他部署での条例が制定されていたりという形になると、それにかぶらないように制定をしている。

Q. 他部署で所管しているものであっても、市民から苦情等があがってくることがあると思うが、その情報共有、調整はされているか。

A. 例えば、ごみのポイ捨て、観光客のごみのポイ捨てについて、観光客の周知啓発は観光課であり、実際のポイ捨てについて、観光客なのか、市民の方なのか分からない中でいうと、元々のごみのポイ捨て対策は環境部が看板を設置したりするなどで対応しているため、連携してやれるところの範囲を協力しながら、周知を行っている。

Q. 商店街を歩いてマナー条例が観光客に周知されていると感じた。他方で、商店街の皆さま方から、マナー条例を制定するにあたり、その前後でどのような声があったのか。

A. 元々のスタートはトレイルランの課題解決だったが、いろんな課題として小町通りでの食べ歩きは、他人の洋服を汚したり、路面店のお店の商品を汚してしまったりで困っているという声が、商店街からもあがっていた。今回の条例制定の中で、規制や禁止となると、商売上どうなのかという声もあり、またメディア放送で間違えて「食べ歩き禁止」と流れたときにも、商店街側からも問合せが多く寄せられた。

条例の中での書き方について、小町通りはじめ、混雑する状況、肩が触れ合うような状況の中で飲食しながら歩く行為というのが迷惑行為になるという指定の仕方をしている。混雑していなければ食べながら歩いても、迷惑行為にはならないというところで、商店街の人たちにも納得していただき、混雑している状況では気をつけてねという表記ということで納得していただいている。地元の商店街の人との調整というのは結構苦労した。

Q. この条例ができて啓発などもされていると思うが、継続していく中で、新たに取り組んでいること等があれば。

A. 小町通りの食べ歩きについては、混雑していなければ食べ歩きをしても条例上オッケーとなっているが、コロナ禍の状況であるため、対策の一環として、マスク飲食に取り組んでもらえるよう、条例の周知と併せて、コロナ対策の取り扱い方についての周知を引続き行っている。

Q. 条例に限らず、観光基本計画の達成のために様々な活動をされているイメージだが、取り組んでいることについて。

A. マナー条例も一つだが、コロナ禍の中で臨機応変な条例の取扱い、鎌倉観光ってどういうことをしていかなきゃいけないかという周知啓発として、この条例もコロナ対策用の周知で取り組んでいる。

Q. 迷惑行為に対応する担当者がいるのか、課の業務の一部として取り組んでいるのか。

A. 課の業務の一部として取り組んでいる。全員で6名で取り組んでいる。また他部署にかかる内容は、他部署の職員と連携しながら取り組んでいる。

Q. 条例制定に至るまでの具体的な作業について教えて欲しい、また、協議会等をつくったのか。

A. 他部署の法令や条例、規則を全て洗い出す中で、そこから外れているようなものについて、当該条例の中で拾い上げて、市の法制部門と連携してつくった。協議会はずらず、観光課でつくった。

その中で、地元の商店街やトレイルランの愛好家の団体、条例制定すると関係が出てくる団体、鉄道会社などの意見を聞いた。観光基本計画の中での基本理念をご理解いただき、理念条例という形で作った。議会自体は1回。その手続的にはパブリックコメントで意見公募する等の条例制定の基本的な手続を踏んだ。それ以外に関係団体との意見交換、協議において時間はかかった。

Q. 足かけ何年ぐらいかかったか。

A. 平成26年2月に陳情が出て、31年の3月に可決された。約5年はかかっている。

Q. 観光客へのマナー条例の周知の在り方について、何か工夫されていることがあるか。

A. メディアに取り上げられたことで問合せや資料請求が多くあり、鎌倉観光について考えている市民等からの電話やメール等の問合せに対して、制定時には、チラシ等で周知を行った。引き続きHPでの周知を継続しており、現場では看板設置もして周知を進めている。その他の周知の在り方については、今も検討中である。

【意見・考察】

成熟した観光都市として、最終的には理念条例として制定したことに大変感銘を受け、学びになった。

那覇市中心商店街におけるコロナ禍からの迷惑行為等の課題解決に向けて、本市も条例制定も含めて検討しているが、規制の在り方について市民からの陳情でも強化が求められているところであるが、鎌倉市の理念条例として制定したところに、より成熟した観光都市の品格を感じるものであり、那覇市の目指すべき方向性を考えるうえで大きな示唆をいただいた。



視察写真 令和4年10月31日（月）17時00分～18時00分

東京都 企業【健康管理システム「Carely」について】



視察写真 令和4年11月1日(火) 10時00分～12時00分

東京都 武蔵野市【武蔵野プレイスについて】



視察写真 令和4年11月2日（水）10時00分～12時00分

神奈川県 鎌倉市【「鎌倉市公共の場におけるマナーの向上に関する条例」について】

